

地方分権改革推進委員会第2次勧告に関する見解

平成21年1月13日
労働政策審議会雇用均等分科会

平成20年12月8日、地方分権改革推進委員会の第2次勧告が公表された。今回の勧告では国の出先機関の見直しに言及されており、都道府県労働局については、「現行の組織を廃止して、ブロック機関に集約し、地方厚生局と統合する」とされているところである。

労働政策審議会雇用均等分科会では、平成20年12月25日に開催された第92回会合に於いてこの件について議論を行い、以下の見解をとりまとめたので、ここに公表する。

同委員会の「第2次勧告」を受けた今後の政府の対応を検討するに当たり、下記見解を十分に踏まえ、適切な対処がなされることを望む。

記

都道府県労働局においては、第一線業務と位置づけるべき業務を担っている。雇用均等関係業務や調停を含む個別労使紛争解決のための調整はその典型的なものであり、個々の労働者、事業主が直接労働局に相談に訪れているが、これがブロック化された場合、多くの相談者にとってその利便性が失われ、多大な時間的・金銭的コストを生じさせることとなる。これは、労働者の権利救済に甚大な影響を及ぼすばかりか、労使双方にとって迅速簡便かつ低廉な手段として長年かけて定着してきた労使紛争解決機能の利用を大きく妨げることとなる。

また、雇用均等行政は、労働基準行政及び職業安定行政とは異なる性格・行政手法をもつものであり、これは男女雇用機会均等法制定以来20年以上に亘る施行業務の中で独自に培われてきたものである。従って、労働基準監督署又はハローワークによりこれを実施させることは困難であって適切ではなく、かえって効率的・効果的な行政推進を妨げることとなりかねない。

労働力減少社会の到来を迎え、少子化対策に社会を挙げて対応し、女性労働者の能力発揮がかつてないほどに求められる中、こうした課題に対して抜本的な解決策を示さぬままに都道府県労働局のブロック化を安易に進めることは、わが国の経済社会の持続的発展を阻害する大きな要因となりかねないことから、こうした懸念の解消を直ちに求めるものであり、ここに労働政策審議会雇用均等分科会としての意見を強く申し述べる。